

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第 1 章～第 13 章 (略) 第 14 章 その他のサービス</p> <p>第 81 条～第 84 条 (略)</p> <p>(ケータイ払い)</p> <p>第 85 条 X i 契約者 (別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けている者に限ります。以下この条において同じとします。) は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、X i を利用してその商品等を販売又は提供する者 (以下「商品提供者」といいます。)) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2 X i 契約者は、当社以外の商品提供者が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、ケータイ払いを利用するときは、当社がその X i 契約者に代わってその商品等の代金を商品提供者に立替払いすること又は当社がその商品等の代金に係る債権を、その商品提供者から譲り受けることを承諾していただきます。</p> <p>3～11 (略) (注) (略)</p> <p>第 86 条～第 93 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">料金表 通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(1)～(8)の 3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)の 4 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割)</td> <td>ア 当社は、データ定額バック (ケータイバックを除きます。) の適用を受けている X i (その X i の契約者名義が個人であるとき及びその X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員 (当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)) であるときに</td> </tr> </table>	通 信 料 の 適 用		(1)～(8)の 3 (略)	(略)	(8)の 4 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割)	ア 当社は、データ定額バック (ケータイバックを除きます。) の適用を受けている X i (その X i の契約者名義が個人であるとき及びその X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員 (当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)) であるときに	<p>第 1 章～第 13 章 (略) 第 14 章 その他のサービス</p> <p>第 81 条～第 84 条 (略)</p> <p>(ケータイ払い)</p> <p>第 85 条 X i 契約者 (別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けている者に限ります。以下この条において同じとします。) は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、X i を利用してその商品等を販売又は提供する者 (以下「商品提供者」といいます。)) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2 X i 契約者は、当社以外の商品提供者が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、ケータイ払いを利用するときは、当社がその X i 契約者に代わってその商品等の代金を商品提供者に立替払いすることを承諾していただきます。</p> <p>3～11 (略) (注) (略)</p> <p>第 86 条～第 93 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">料金表 通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(1)～(8)の 3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)の 4 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割) の</td> <td>ア 当社は、データ定額バック (ケータイバックを除きます。) の適用を受けている X i に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</td> </tr> </table>	通 信 料 の 適 用		(1)～(8)の 3 (略)	(略)	(8)の 4 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割) の	ア 当社は、データ定額バック (ケータイバックを除きます。) の適用を受けている X i に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。
通 信 料 の 適 用													
(1)～(8)の 3 (略)	(略)												
(8)の 4 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割)	ア 当社は、データ定額バック (ケータイバックを除きます。) の適用を受けている X i (その X i の契約者名義が個人であるとき及びその X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員 (当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)) であるときに												
通 信 料 の 適 用													
(1)～(8)の 3 (略)	(略)												
(8)の 4 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割) の	ア 当社は、データ定額バック (ケータイバックを除きます。) の適用を受けている X i に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。												

ス)の適用

限ります。)に係る定額通信料について、サービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します
 ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

サービスステージ	定額料の減額(月額)				
	シェアパック5 (小容量)	シェアパック10 (小容量)	シェアパック15 (標準)、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額料の減額(月額)		
	データSパック(小容量)	データMパック(標準)又はウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
2ndステージ	-	100円	200円
3rdステージ	-	200円	400円

適用

ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額(月額)				
	シェアパック5 (小容量)及び ビジネスシェア パック5(小容 量)	シェアパック10 (小容量)又は ビジネスシェア パック10	シェアパック15 (標準)、ビジ ネスシェアパ ック10 15、ウルトラシ ェアパック30 又は ウルトラビジネ スシェアパック 30	ウルトラシェア パック50又はウ ltraビジネスシ ェアパック50	ウルトラシェア パック100又はウ ltraビジネスシ ェアパック100
48か月超え96か 月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

経過期間	定額料の減額(月額)		
	データSパック(小容量)	データMパック(標準)又はウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
48か月超え96か 月まで	-	100円	200円

4thステージ	-	600円	600円
プラチナステージ	600円	800円	800円

イ 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。
ただし、契約者が第 20 条の 2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額（月額）				
	シェアパック 5 （小容量）及び ビジネスシェアパ ック 5（小容 量）	シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシェアパ ック10	シェアパック15 （標準）、ビジ ネスシェアパッ ク15、ウルトラシ ェアパック30又は ウルトラビジネス シェアパック30	ウルトラシェアパ ック50又はウル トラビジネスシ ェアパック50	ウルトラシェアパ ック100又はウ ルトラビジネスシ ェアパック100
48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

経過期間	定額料の減額（月額）				
------	------------	--	--	--	--

96か月超え120か 月まで	-	200円	400円
120か月超え180か 月まで	-	600円	600円
180か月超	600円	800円	800円

イ アの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けているX iが共有回線群（(8)の3に規定するものをいいます。）を構成するX iであるときは、そのX iが共有代表回線（(8)の3に規定するものをいいます。）であるときに限り、そのX iに係るデータ定額パックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るX i 契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。
ウ アに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。
エ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときのそのX i 契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。
オ (8)の2のネ及び(8)の2のノの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック（ケータイパックに係るものに限り、）の適用を受けているX i（経過期間が 180 か月を超えている場合に限り、）の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が 3,900 円を超える場合は、3,900 円をその月間累計額とみなして取り扱います。
ただし、契約者が第 20 条の 2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

	データSパック (小容量)	データMパック (標準) 又はウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
48か月超え96か月まで	—	100円	200円
96か月超え120か月まで	—	200円	400円
120か月超え180か月まで	—	600円	600円
180か月超	600円	800円	800円

ウ ア又はイの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けているX i が共有回線群 ((8)の3に規定するものをいいます。)を構成するX i であるときは、そのX i が共有代表回線 ((8)の3に規定するものをいいます。)であるときに限り、そのX i に係るデータ定額パックの定額通信料について、ア又はイに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るX i 契約に関するサービスステージ又は経過期間に応じて、ア又はイに規定する割引を適用します。

エ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。

オ 当社が提供する電気通信サービス (当社が定めるものを除きます。)に係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときのそのX i 契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日を含む料金月の翌料金月 (その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月) から起算します。

カ (8)の2のナ及び(8)の2のニの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック (ケータイパックに係るものに限り、)の適用を受けているX i (経過期間が180か月を超えている場合に限り)の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。

ただし、契約者が第20条の2 (定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(8)の5~(24) (略)

(略)

第3 2~第7 (略)

(8)の5~(24) (略)

(略)

第3 2~第7 (略)

第2表～第5表 (略)

第6表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 200円 (税込額 216円)
(略)	(略)	(略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北 アメリカ 地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア 地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	Tata TeleServices Limited	(略)	-	(略)	(略)

第2表～第5表 (略)

第6表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 250円 (税込額 270円)
(略)	(略)	(略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北 アメリカ 地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア 地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	Tata TeleServices Limited	(略)	△5	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
サウジアラビア王国	Etihad Etisalat Company	(略)	-	(略)	(略)	サウジアラビア王国	Etihad Etisalat Company	(略)	△ 5	(略)	(略)
	Saudi Telecom Company	(略)	-	(略)	(略)		Saudi Telecom Company	(略)	△ 5	(略)	(略)
	Mobile Telecommunications Company Saudi Arabia	(略)	-	(略)	(略)		Mobile Telecommunications Company Saudi Arabia	(略)	△ 5	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ベトナム社会主義共和国	Viettel Group	(略)	-	(略)	(略)	ベトナム社会主義共和国	Viettel Group	(略)	△ 3	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	MobiFone Corporation	(略)	-	(略)	(略)		MobiFone Corporation	(略)	△ 3	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	ニュージーランド	TWO DEGREES NETWORKS LIMITED	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	Two Degrees Mobile Limited	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アイスランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Landssími Íslands hf.	(略)	-	(略)	(略)		Landssími Íslands hf.	(略)	△2	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	アンドラ公国	Andorra Telecom, S.A.U.	(略)	-	(略)	(略)	アンドラ公国	Andorra Telecom, S.A.U.	(略)	△5	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	チェコ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	チェコ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
O2 Czech Republic a.s.		(略)	-	(略)	(略)	O2 Czech Republic a.s.	(略)		△2	(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フェロー諸島	Telefonverkio P/F	(略)	(略)	(略)	(略)		フェロー諸島	Faroese Telecom A/S	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
マルタ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		マルタ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	(略)	-	(略)	(略)			MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	(略)	△6	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ラトビア共和国	Latvijas Mobilais Telefons SIA	(略)	-	(略)	(略)		ラトビア共和国	Latvijas Mobilais Telefons SIA	(略)	△2	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	MegaFon, Public Joint Stock Company	(略)	-	(略)	(略)			MegaFon, Public Joint Stock Company	(略)	△2	(略)	(略)

		Mobile TeleSystems Public Joint Stock Company	(略)	-	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9

- 1 (略)
- 2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アジア地方	アラブ首長国連邦 (3)、イスラエル国 (3)、インドネシア共和国 (1)、カタール国 (3)、シンガポール共和国 (1)、スリランカ民主社会主義共和国 (1)、大韓民国 (3)、台湾 (1)、中華人民共和国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (1)、香港 (1)、マカオ (1)、マレーシア (1)
(略)	(略)

		Mobile TeleSystems Public Joint Stock Company	(略)	△ 2	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9

- 1 (略)
- 2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アジア地方	アラブ首長国連邦 (3)、イスラエル国 (3)、△インド (2)、インドネシア共和国 (1)、カタール国 (3)、△サウジアラビア王国 (3)、シンガポール共和国 (1)、スリランカ民主社会主義共和国 (1)、大韓民国 (3)、台湾 (1)、中華人民共和国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (1)、△ベトナム社会主義共和国 (3)、香港 (1)、マカオ (1)、マレーシア (1)
(略)	(略)

ヨーロッパ地方	アゾレス諸島（３）、イタリア共和国（３）、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（３）、エストニア共和国（３）、オーストリア共和国（３）、オランダ王国（３）、カナリア諸島（３）、キプロス共和国（３）、ギリシャ共和国（３）、クロアチア共和国（３）、コソボ共和国（３）、サンマリノ共和国（３）、スイス連邦（３）、スウェーデン王国（３）、スペイン（３）、スペイン領北アフリカ（３）、スロバキア共和国（３）、スロベニア共和国（３）、デンマーク王国（３）、ドイツ連邦共和国（３）、トルコ共和国（３）、ノルウェー王国（３）、パチカン市国（３）、ハンガリー（３）、フランス共和国（３）、フィンランド共和国（３）、ブルガリア共和国（３）、ベルギー王国（３）、ポーランド共和国（３）、ポルトガル共和国（３）、マデイラ諸島（３）、ルーマニア（３）、ルクセンブルク大公国（３）
（略）	（略）

（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成 30 年 11 月 31 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則（平成 30 年 4 月 18 日経企第 170 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 25 日から実施します。

ただし、この改訂規定中、データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）に係る部分、番号案内料等に係る部分及び、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は取扱地域に係る部分については、平成 30 年 5 月 1 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（一部手続きの受付停止）

- 3 この附則実施の日から平成 30 年 4 月 30 日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は X i 契約者からの名義変更等（当社インターネットホームページに定めるものをいいます。）の請求を承諾することができません。

（その他）

- 4 経企第 903 号（平成 28 年 9 月 16 日）の附則第 3 項第 2 号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の一号を加えます。

(2) 料金表第 1 表第 3（通信料）の(8)の 4 に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「ウルトラデータ L パック」を「データ L パック（大容量）」に、「シェアパック 15（標準）」を「シェアパック 20（大容量）」に、「ビジネスシェアパック 15 又はウルトラビジネスシェアパック 30」を「ビジネスシェアパック 20」に「ウルトラシェアパック 100」を「シェアパック 30（大容量）」に「ウルトラビジネスシェアパック 100」を「ビジネスシェアパック 30」に、それぞれ読み替えて適用します。

- 5 経企第 1896 号（平成 29 年 3 月 24 日）の附則第 3 項第 3 号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の一号を加えます。

ヨーロッパ地方	△アイスランド共和国（３）、△アイルランド（３）、アゾレス諸島（３）、△アンドラ公国（３）、イタリア共和国（３）、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（３）、エストニア共和国（３）、オーストリア共和国（３）、オランダ王国（３）、カナリア諸島（３）、キプロス共和国（３）、ギリシャ共和国（３）、クロアチア共和国（３）、△コソボ共和国（３）、サンマリノ共和国（３）、スイス連邦（３）、スウェーデン王国（３）、スペイン（３）、スペイン領北アフリカ（３）、スロバキア共和国（３）、スロベニア共和国（３）、△チェコ共和国（３）、デンマーク王国（３）、ドイツ連邦共和国（３）、△トルコ共和国（３）、ノルウェー王国（３）、パチカン市国（３）、ハンガリー（３）、フランス共和国（３）、フィンランド共和国（３）、ブルガリア共和国（３）、ベルギー王国（３）、ポーランド共和国（３）、ポルトガル共和国（３）、マデイラ諸島（３）、△マルタ共和国（３）、△ラトビア共和国（３）、ルーマニア（３）、ルクセンブルク大公国（３）、△ロシア（１）
（略）	（略）

（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成 25 年 10 月 31 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(3) 料金表第1表第3（通信料）の(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「データSパック（小容量）」を「らくらくパック」に読み替えて適用します。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第94条～第100条 (略)</p> <p>(ケータイ払い)</p> <p>第100条の2 FOMA契約者(別表2(付加機能)に規定するiモード機能又はspモード機能の提供を受けている者に限るものとし、共用FOMAに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い(商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、FOMAを利用してその商品等を販売又は提供する者(以下「商品提供者」といいます。)との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>2 FOMA契約者は、当社以外の商品提供者が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、ケータイ払いを利用するときは、当社がそのFOMA契約者に代わってその商品等の代金を商品提供者に立替払すること又は<u>当社がその商品等の代金に係る債権を、その商品提供者から譲り受けることを承諾して</u>いただきます。</p> <p>3～11 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(1)～(7)の4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極</td> <td>ア 当社は、データ定額パック(ケータイパックを除きます。)の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定</td> </tr> </table>	通 信 料 の 適 用		(1)～(7)の4 (略)	(略)	(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極	ア 当社は、データ定額パック(ケータイパックを除きます。)の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第94条～第100条 (略)</p> <p>(ケータイ払い)</p> <p>第100条の2 FOMA契約者(別表2(付加機能)に規定するiモード機能又はspモード機能の提供を受けている者に限るものとし、共用FOMAに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い(商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、FOMAを利用してその商品等を販売又は提供する者(以下「商品提供者」といいます。)との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>2 FOMA契約者は、当社以外の商品提供者が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、ケータイ払いを利用するときは、当社がそのFOMA契約者に代わってその商品等の代金を商品提供者に立替払することを承諾していただきます。</p> <p>3～11 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(1)～(7)の4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極</td> <td>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</td> </tr> </table>	通 信 料 の 適 用		(1)～(7)の4 (略)	(略)	(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極	ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。
通 信 料 の 適 用													
(1)～(7)の4 (略)	(略)												
(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極	ア 当社は、データ定額パック(ケータイパックを除きます。)の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定												
通 信 料 の 適 用													
(1)～(7)の4 (略)	(略)												
(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極	ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。												

割引（ずっとドコモ割
ス）の適用

める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します

ただし、契約者が第 23 条の 16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

サービスステージ	定額料の減額（月額）				
	シェアパック 5 (小容量)	シェアパック10 (小容量)	シェアパック15 (標準)、ウル トラシェアパ ック30	ウルトラシェアパ ック50	ウルトラシェアパ ック100
2ndステージ	100円	400円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額料の減額（月額）		
	データSパック (小容量)	データMパック (標準) 又 はウルトラデータLパック	ウルトラデータL Lパック
2ndステージ	-	100円	200円
3rdステージ	-	200円	400円

割引（ずっとドコモ割）の
適用

ただし、契約者が第 23 条の 16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額（月額）				
	シェアパック 5 (小容量) 及び ビジネスシェアパ ック 5 (小容 量)	シェアパック10 (小容量) 又は ビジネスシェアパ ック10	シェアパック15 (標準)、ビジ ネスシェアパッ ク 15、ウルトラシ ェアパック30 又は ウルトラビジネス シェアパック30	ウルトラシェアパ ック50又はウル トラビジネスシェ アパック50	ウルトラシェアパ ック100又はウ ルトラビジネスシ ェアパック100
48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

経過期間	定額料の減額（月額）		
	データSパック (小容量)	データMパック (標準) 又 はウルトラデータLパック	ウルトラデータL Lパック

4thステージ	-	600円	600円
プラチナステージ	600円	800円	800円

イ 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けている FOMA（その FOMA の契約者名義が法人であるとき又はその FOMA の契約者名義が個人である場合であって、その FOMA に係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のその FOMA 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第 23 条の 16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額（月額）				
	シェアパック 5 （小容量）及び ビジネスシェアパ ック 5（小容 量）	シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシェアパ ック10	シェアパック15 （標準）、ビジ ネスシェアパッ ク15、ウルトラシ ェアパック30又は ウルトラビジネス シェアパック30	ウルトラシェアパ ック50又はウル トラビジネスシ ェアパック50	ウルトラシェアパ ック100又はウ ルトラビジネスシ ェアパック100
48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

48か月超え96か月 まで	-	100円	200円
96か月超え120か 月まで	-	200円	400円
120か月超え180か 月まで	-	600円	600円
180か月超	600円	800円	800円

イ アの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けている F O M A が共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。以下同じとします。）を構成する F O M A であるときは、その F O M A が共有代表回線（(7)の3に規定するものをいいます。以下同じとします。）である場合に限り、その F O M A に係るデータ定額パックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係る F O M A 契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。

ウ アに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。

エ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たに第 2 種契約を締結したときのその F O M A 契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。

	経過期間	定額料の減額（月額）		
		データSパック（小容量）	データMパック（標準）又はウルトラデータLパック	ウルトラデータLLパック
	48か月超え96か月まで	—	100円	200円
	96か月超え120か月まで	—	200円	400円
	120か月超え180か月まで	—	600円	600円
	180か月超	600円	800円	800円
	<p>ウ ア又はイの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けているFOMAが共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。以下同じとします。）を構成するFOMAであるときは、そのFOMAが共有代表回線（(7)の3に規定するものをいいます。以下同じとします。）である場合に限り、そのFOMAに係るデータ定額パックの定額通信料について、ア又はイに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るFOMA契約に関するサービスステージ又は経過期間に応じて、ア又はイに規定する割引を適用します。</p> <p>エ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。</p> <p>オ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したときのそのFOMA契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。</p>			
(7)の6～(25)（略）	（略）			
第3表 2～第7（略）				
第2表（略）				
第3表 番号案内料等				
1（略）				

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円 (税込額 216 円)
(略)	(略)	(略)

第 4 表～第 7 表 (略)

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)
	Tata TeleServices Limited	(略)	-	(略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 250 円 (税込額 270 円)
(略)	(略)	(略)

第 4 表～第 7 表 (略)

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)
	Tata TeleServices Limited	(略)	△5	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
サウジアラビア王国	Etihad Etisalat Company	(略)	-	(略)	(略)	サウジアラビア王国	Etihad Etisalat Company	(略)	△ 5	(略)	(略)
	Saudi Telecom Company	(略)	-	(略)	(略)		Saudi Telecom Company	(略)	△ 5	(略)	(略)
	Mobile Telecommunications Company Saudi Arabia	(略)	-	(略)	(略)		Mobile Telecommunications Company Saudi Arabia	(略)	△ 5	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ベトナム社会主義共和国	Viettel Group	(略)	-	(略)	(略)	ベトナム社会主義共和国	Viettel Group	(略)	△ 3	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	MobiFone Corporation	(略)	-	(略)	(略)		MobiFone Corporation	(略)	△ 3	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	ニュージーランド	TWO DEGREES NETWORKS LIMITED	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	Two Degrees Mobile Limited	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アイスランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Landssími Íslands hf.	(略)	-	(略)	(略)		Landssími Íslands hf.	(略)	△2	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	アンドラ公国	Andorra Telecom, S.A.U.	(略)	-	(略)	(略)	アンドラ公国	Andorra Telecom, S.A.U.	(略)	△5	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	チェコ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	チェコ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
O2 Czech Republic a.s.		(略)	-	(略)	(略)	O2 Czech Republic a.s.	(略)		△2	(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フェロー諸島	Telefonverkio P/F	(略)	(略)	(略)	(略)		フェロー諸島	Faroese Telecom A/S	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
マルタ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		マルタ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	(略)	-	(略)	(略)			MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	(略)	△ 6	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ラトビア共和国	Latvijas Mobilais Telefons SIA	(略)	-	(略)	(略)		ラトビア共和国	Latvijas Mobilais Telefons SIA	(略)	△ 2	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	MegaFon, Public Joint Stock Company	(略)	-	(略)	(略)			MegaFon, Public Joint Stock Company	(略)	△ 2	(略)	(略)

		Mobile TeleSystems Public Joint Stock Company	(略)	-	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10

- 1 (略)
- 2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アジア地方	アラブ首長国連邦 (3)、イスラエル国 (3)、インドネシア共和国 (1)、カタール国 (3)、シンガポール共和国 (1)、スリランカ民主社会主義共和国 (1)、大韓民国 (3)、台湾 (1)、中華人民共和国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (1)、香港 (1)、マカオ (1)、マレーシア (1)
(略)	(略)

		Mobile TeleSystems Public Joint Stock Company	(略)	△ 2	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10

- 1 (略)
- 2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アジア地方	アラブ首長国連邦 (3)、イスラエル国 (3)、△インド (2)、インドネシア共和国 (1)、カタール国 (3)、△サウジアラビア王国 (3)、シンガポール共和国 (1)、スリランカ民主社会主義共和国 (1)、大韓民国 (3)、台湾 (1)、中華人民共和国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (1)、△ベトナム社会主義共和国 (3)、香港 (1)、マカオ (1)、マレーシア (1)
(略)	(略)

ヨーロッパ地方	アゾレス諸島（3）、イタリア共和国（3）、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（3）、エストニア共和国（3）、オーストリア共和国（3）、オランダ王国（3）、カナリア諸島（3）、キプロス共和国（3）、ギリシャ共和国（3）、クロアチア共和国（3）、コソボ共和国（3）、サンマリノ共和国（3）、スイス連邦（3）、スウェーデン王国（3）、スペイン（3）、スペイン領北アフリカ（3）、スロバキア共和国（3）、スロベニア共和国（3）、デンマーク王国（3）、ドイツ連邦共和国（3）、トルコ共和国（3）、ノルウェー王国（3）、パチカン市国（3）、ハンガリー（3）、フランス共和国（3）、フィンランド共和国（3）、ブルガリア共和国（3）、ベルギー王国（3）、ポーランド共和国（3）、ポルトガル共和国（3）、マデイラ諸島（3）、ルーマニア（3）、ルクセンブルク大公国（3）
（略）	（略）

（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成30年11月31日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則（平成30年4月18日経企第170号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月25日から実施します。

ただし、この改訂規定中、データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）に係る部分、番号案内料に係る部分及び、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は取扱地域に係る部分については、平成30年5月1日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない FOMA サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（一部手続きの受付停止）

- 3 この附則実施の日から平成30年4月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は F O M A 契約者からの名義変更等（当社インターネットホームページに定めるものをいいます。）の請求を承諾することができません。

（その他）

- 4 経企第903号（平成28年9月16日）の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。

(2) 料金表第1表第3（通信料）の(7)の5に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「ウルトラデータLパック」を「データLパック（大容量）」に、「シェアパック15（標準）」を「シェアパック20（大容量）」に、「ビジネスシェアパック15又はウルトラビジネスシェアパック30」を「ビジネスシェアパック20」に「ウルトラシェアパック100」を「シェアパック30（大容量）」に「ウルトラビジネスシェアパック100」を「ビジネスシェアパック30」に、それぞれ読み替えて適用します

- 5 経企第1896号（平成29年3月24日）の附則第3項第3号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) 料金表第1表第3（通信料）の(7)の5に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「データ

ヨーロッパ地方	△アイスランド共和国（3）、△アイルランド（3）、アゾレス諸島（3）、△アンドラ公国（3）、イタリア共和国（3）、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（3）、エストニア共和国（3）、オーストリア共和国（3）、オランダ王国（3）、カナリア諸島（3）、キプロス共和国（3）、ギリシャ共和国（3）、クロアチア共和国（3）、△コソボ共和国（3）、サンマリノ共和国（3）、スイス連邦（3）、スウェーデン王国（3）、スペイン（3）、スペイン領北アフリカ（3）、スロバキア共和国（3）、スロベニア共和国（3）、△チェコ共和国（3）、デンマーク王国（3）、ドイツ連邦共和国（3）、△トルコ共和国（3）、ノルウェー王国（3）、パチカン市国（3）、ハンガリー（3）、フランス共和国（3）、フィンランド共和国（3）、ブルガリア共和国（3）、ベルギー王国（3）、ポーランド共和国（3）、ポルトガル共和国（3）、マデイラ諸島（3）、△マルタ共和国（3）、△ラトビア共和国（3）、ルーマニア（3）、ルクセンブルク大公国（3）、△ロシア（1）
（略）	（略）

（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成25年10月31日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

Sパック（小容量）を「らくらくパック」に読み替えて適用します。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域
1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	アジア1	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア
	アジア3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、カタール国、スリランカ
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国

[現 行]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域
1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	アジア1	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、 <u>△ベトナム社会主義共和国</u> 、マレーシア
	アジア3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、 <u>△インド</u> 、カタール国、 <u>△サウジアラビア王国</u> 、スリランカ
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	<u>△アイスランド共和国</u> 、 <u>△アイルランド</u> 、アゾレス諸島、 <u>△アンドラ公国</u> 、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、 <u>△スペイン領北アフリカ</u> 、スロバキア共和国、スロベニア共和国、 <u>△チェコ共和国</u> 、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、 <u>△マルタ共和国</u> 、 <u>モナコ公国</u> 、 <u>△ラトビア共和国</u> 、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、 <u>△ロシア</u>

アフリカ地方	(略)	(略)
--------	-----	-----

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成 30 年 11 月 30 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則 (平成 30 年 4 月 18 日経企第 170 号)
この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

アフリカ地方	(略)	(略)
--------	-----	-----

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成 25 年 7 月 31 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 <u>200</u> 円 (税込額 <u>216</u> 円)
(略)	(略)	(略)

第4表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

附 則 (平成30年4月18日経企第170号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 <u>250</u> 円 (税込額 <u>270</u> 円)
(略)	(略)	(略)

第4表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)		(略)	(略)
アシスト情報送信機能	タイプA	1 指定 F O M A 等ごとに	300 円(324 円)
	タイプB	1 指定 F O M A 等ごとに	100 円(108 円)

第3～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)		(略)	(略)
アシスト情報送信機能		1 指定 F O M A 等ごとに	300 円(324 円)

第3～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～22 (略)	(略)
23 アシスト情報送信機能 当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（指定 F O M A 等の契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。）を送信又は受信する機能をいいます。	(1) <u>アシスト情報送信機能には、タイプ A（指定 F O M A 等が、第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限りす。）に係る接続点との間の通信を行う間、アシスト情報の送信を行うもの）とタイプ B（指定 F O M A 等と当社が定める接続点との間にアクセス回線を設定してアシスト情報の受信を行うもの）があり、ビジネス mopera 契約者はあらかじめいずれかを選択し、当社に申し出ていただけます。この場合において、タイプ A については、第 11 種接続装置（接続装置の区分が I P 網接続用のものを除きます。）に係るビジネス mopera サービス（6 欄に規定する接続先識別機能又は 14 欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り、タイプ B については、第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用又は I P 接続用のものに限りす。）に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。</u> (2)～(4) (略) (5) 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の送信又は受信に関する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負いません。 (6) <u>タイプ B を利用して指定 F O M A 等に係るアシスト情報を受信するときは、その指定 F O M A 等と第 11 種接続装置に係る接続点との間に設定されているセッションが切断されることがあります。</u> (7) (略)

別表3～4 (略)

附 則（平成 30 年 4 月 18 日経企第 170 号）
この改正規定は、平成 30 年 4 月 25 日から実施します。

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～22 (略)	(略)
23 アシスト情報送信機能 指定 F O M A 等が、第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限りす。）に係る接続点との間の通信を行う間、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。）を送信する機能をいいます。	(1) 第 11 種接続装置（接続装置の区分が I P 網接続用のものを除きます。）に係るビジネス mopera サービス（6 欄に規定する接続先識別機能又は 14 欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り提供します。 (2)～(4) (略) (5) 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の送信に関する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負いません。 (6) (略)

別表3～4 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p data-bbox="152 220 353 240">第1章～第15章（略）</p> <p data-bbox="109 284 226 304">料金表（略）</p> <p data-bbox="109 316 297 336">別表1～別表3（略）</p> <p data-bbox="141 376 573 424">附 則（平成30年4月18日経企第170号） （実施期日）</p> <ol data-bbox="109 432 1104 533" style="list-style-type: none">1 この改正規定は平成30年4月25日から実施します。 （一部手続きの受付停止）2 この附則実施の日から平成30年4月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は契約者からの名義変更等（当社インターネットホームページに定めるものをいいます。）の請求を承諾することができません。	<p data-bbox="1182 220 1384 240">第1章～第15章（略）</p> <p data-bbox="1144 284 1261 304">料金表（略）</p> <p data-bbox="1144 316 1332 336">別表1～別表3（略）</p>

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章～第 15 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表～第 4 表 (略)

第 5 表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円 (税込額 216 円)

別表 1～別表 6 (略)

附 則 (平成 30 年 4 月 18 日経企第 170 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 25 日から実施します。

ただし、この改正規定中、番号案内料に係る部分については、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(一部手続きの受付停止)

3 この附則実施の日から平成 30 年 4 月 30 日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は契約者からの名義変更等 (当社インターネットホームページに定めるものをいいます。) の請求を承諾することができません。

第 1 章～第 15 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表～第 4 表 (略)

第 5 表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 250 円 (税込額 270 円)

別表 1～別表 6 (略)